

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

金子 晃  
水谷 正 邦

## 第2 監査の種類

物品管理に関する監査

## 第3 監査の概要

### 1 監査の実施日

令和6（2024）年1月25日

### 2 対象部局課

みよし市民病院事務局 管理課

### 3 監査の対象

みよし市病院事業会計規程（以下「規程」という。）に基づき、令和5（2023）年度に実施した実地たな卸、たな卸資産以外の物品の購入及び廃棄等について適切及び適正に管理がされているか監査を実施しました。

- (1) 薬品
- (2) 診療材料
- (3) その他貯蔵品

### 4 監査の着眼点及び実施方法

次の事項に着眼して、書類との照合を行うとともに、薬品、診療材料及びその他貯蔵品の管理場所を確認し、関係職員から聴き取りを行いました。

- (1) たな卸資産の保管方法及び場所は適切か。 (規程第48条)
- (2) たな卸経理は適切に行われているか。 (規程第49条から第56条)
- (3) 貯蔵品出納簿の正確な額を確認しているか。 (規程第57条)
- (4) 実地たな卸は行われているか。 (規程第58条)
- (5) 実地たな卸は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせて実施されているか。 (規程第59条)
- (6) 実地たな卸を行った結果は管理者に報告されているか。 (規程第60条)
- (7) たな卸資産以外の物品は物品整理簿で管理されているか。 (規程第63条)
- (8) 不用物品の処分又は廃棄は適切に行われているか。 (規程第65条)

## 第4 監査の結果

実施たな卸は年2回、4月1日と10月1日に実施しており（規程第58条）、今回は令和5（2023）年10月1日に行った実地たな卸について規程どおりの手続がなされているか監査を実施しました。

監査当日は、診療材料が保管されている場所（物流センター）を確認したところ、物流センターの棚に診療材料は整然と保管されていました（規程第48条）。物流センターには職員以外は出入ができないようにセキュリティが整備され、業者からの納入時には管理課の職員が立ち会い、注文票と納入数を確認し（規程第50条）、「材料管理システム」に入力（規程第52条）、その後、棚に配列していると説明がありました。各科から注文依頼を受けた診療材料は週2日（火・金）各科に配達していますが、緊急で必要な場合は、棚に備え付けてあるホワイトボードに「品名、数、科名、氏名、日付」を記入してから搬出し、都度、使用数を材料管理システムに入力しています。



実地たな卸は、たな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせることであり、実地たな卸当日はこども相談課の職員が立ち会っていました（規程59条）。実地たな卸は「みよし市民病院たな卸しチェック項目」（別表1）に基づいて確認し、実地たな卸を実施した当日のたな卸資産数は、材料管理システムの残数と同じであったと説明がありました（規程第57条）。

薬品及び診療材料は、毎月、担当職員が入庫及び出庫伝票並びに振替伝票を起票するとともに（規程第51条、第58条）、それぞれの貯蔵品管理システムに入力しています。また、不用品を廃棄した場合は、直ちに振替伝票を起票し決裁を受けていました（規程第65条）。たな卸し資産以外の物品は、物品台帳に記載し管理しています（規程63条）。

(別表 1)

	みよし市民病院たな卸チェック項目
1	実地たな卸の時期、方法は適切か。
2	実地たな卸は、みよし市民病院事業会計規程に基づき制度的に実施されているか。
3	実地たな卸明細書は事実に基づき適正に作成されているか。
4	実地たな卸の結果、過不足の調整は適切に行われているか。
5	保管の方法、場所は適切であるか。また、品質は良好か。
6	再用品、不用品等は適切に区分され管理されているか。
7	未検収品は明瞭に区分されて保管されているか。
8	払出し済みとなっているもので、保管されているものはないか。
9	預り品等は適切に区分され管理されているか。
10	過剰品についての会計処理は適切か。
11	不足、亡失き損、使用不能等の原因の究明及び処置は適切か。
12	常備品で在庫切れとなっているものはないか
13	在庫現在高は、帳簿残高と一致しているか。
14	不用品の売却処分等は適切に行われているか。

最後に不用品の処分又は廃棄について、特別管理産業廃棄物保管場所を確認したところ、鍵の管理は管理課職員が行い、特に感染性廃棄物の保管場所は二重に施錠するなど徹底されていました。

## 第5 監査意見

以上のおり、みよし市民病院で実施した実地たな卸、たな卸資産以外の物品の購入及び廃棄等については、規程に準じた手続がされ、在庫の管理及び保管方法は概ね適正であると認められました。